# 附属機関等の運営に関する基本事項

（令和6年12月1日時点）　　所管局：会計管理局

| | |
|---|---|
| 機関名称 | 東京都公金管理アドバイザリー会議 |
| 機関種別 | 専門家会議 |
| 設置根拠法令等 | 東京都公金管理アドバイザリー会議設置要綱 |
| 設置年月日 | 平成28年11月14日 |
| 機関の目的<br>・所掌内容 | 東京都会計管理局長の管理する公金について、金融分野の専門家等の経験と識見を活用して、金融情勢等に応じた的確な判断・対応を行うため、公金管理の基本的方針等について、各委員は局長に意見を表明する。 |
| 委員数 | 4名<br>（うち、女性委員数2名） |
| 会議公開 | 一部非公開 |
| 会議非公開理由 | 金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都民生活に多大な影響を与えるおそれがあると認められる場合、委員の意見を聞いたうえで非公開とすることができる。 |
| 議事録公開 | 公開 |
| 議事録非公開理由 | 金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都民生活に多大な影響を与えるおそれがあると認められる場合、委員の意見を聞いたうえで非公開とすることができる。 |
| 備考 | |
| HPのURL | https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/advisory.htm |
| 問い合わせ先 | 会計管理局管理部公金管理課<br>電話番号：　03-5320-5912 |